

川越市教育大綱（案）

令和 3年 〇月

川越市

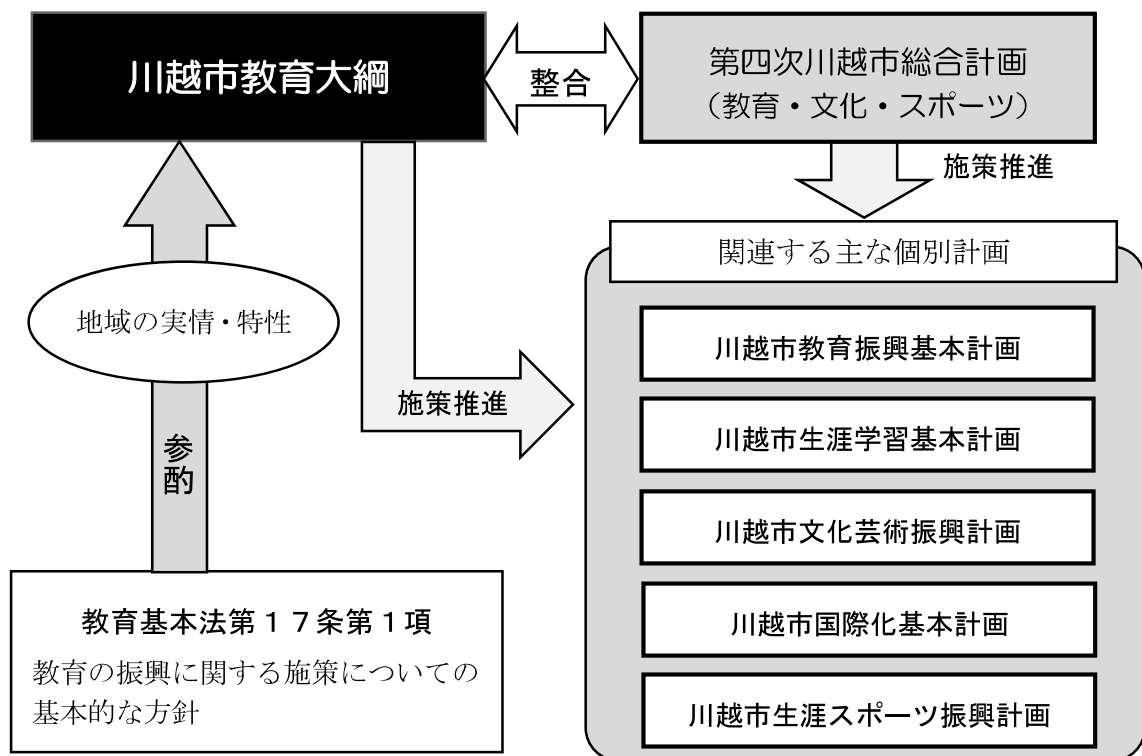
○策定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づくものであり、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものです。

この度、平成27年度に策定した川越市教育大綱の期間が終了することから、本市のさらなる教育行政の充実を目指し、令和3年度を始期とする新たな教育大綱を策定いたします。

○策定の考え方

新しい教育大綱では、改めて大綱としての位置付けを踏まえることにより、本市の最上位計画である第四次川越市総合計画（基本構想）における教育・文化・スポーツに関する施策の大綱との整合を図るものとし、その施策の推進においては、川越市教育振興基本計画や川越市生涯学習基本計画などの各個別計画によって取り組むものとします。



○大綱の期間

この大綱の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

○基本理念

本大綱における基本理念は、第四次川越市総合計画（基本構想）の教育・文化・スポーツにおける施策の大綱に基づき「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育む川越市の教育」として定めます。

歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育む 川越市の教育

本市には、先人から受け継いだ多くの歴史的遺産や伝統文化があります。その歴史・文化に触れ、込められた先人の想いを感じることは、郷土に対する愛着と誇りを生み、心豊かな人間性を育むとともに地域社会のつながりを生み出すものです。

また、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが学びあえる環境は、学びによる気付きやふれあいを通じて、支えあい、高めあう豊かな市民社会の形成をもたらすものです。

本市の財産である歴史・文化のもと、ともに学びあえる場を通じて、人を思いやり、お互いを尊重して、激しい時代の変化にあっても主体的に社会の形成へ参画する、豊かな心を育んでいくことを理念に、本市の教育による豊かな人づくりを推進します。

○施策の方針

第四次川越市総合計画との整合のもと、教育大綱の基本理念の実現を目指して、7つの施策の方針を定めます。

■ 1 生涯学習活動の推進

市民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学び続けられる生涯学習の環境づくりを推進します。また、学びを通じて地域や世代間のつながりを広げます。

■ 2 生きる力を育む教育の推進

児童生徒一人ひとりに確かな学力や豊かな心等が身に付く取組を推進します。また、幼児期の教育や保育と小学校の連携や、小学校と中学校間などとの

連携を図るとともに、きめ細かな生徒指導を充実させます。

■ 3 教育環境の整備・充実

社会状況の変化に応じた学校施設等の整備、小学校や中学校の適正規模化、通学区域の弾力化を図ります。また、学校給食の充実を図ります。

■ 4 文化芸術活動の充実

市民の文化芸術活動の支援や文化芸術に触れる機会づくりを推進し、成熟したまちにふさわしい文化芸術活動の充実に努めます。

■ 5 文化財の保存・活用

本市が誇る文化財を保護し、次世代に継承します。また、伝統的建造物群保存地区等について、歴史的風致の維持、向上に努めます。

■ 6 多文化共生と国際交流・協力の推進

国際化の進展に伴い、多くの市民に国際交流・協力の機会を提供することに努め、外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。

■ 7 生涯スポーツの推進

スポーツ・レクリエーション大会の充実を図るとともに、地域の誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境整備に努めます。